

西部医療センター空調自動制御設備更新工事

1. 件名
西部医療センター空調自動制御設備更新工事
2. 場所
名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
3. 内容
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター空調自動制御設備更新工事一式
4. 期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
5. 概要
本件は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターに設置されている空調機に関する自動制御機器のうち、手術室等特に空調機の稼働状態を維持する必要がある系統について更新を行うものである。
6. 工事内容
本件は、西部医療センターに設置されている空調機の制御を行う自動制御設備について、これらの構成機器の更新を行うこと。
対象系統及び対象構成機器は以下のとおりとする。
 - (1) AC-301 手術室1

室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1台
集中操作器	QY7209A1111	1台
電動2方弁	VY5160J0013-B	2台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0011-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY8040A2001	3台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台
微差圧スイッチ	PYY-604-921	1台
 - (2) AC-302 手術室2

室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1台
集中操作器	QY7209A1111	1台
電動2方弁	VY5160J0013-B	2台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0011-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY8040A2001	3台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台

	微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(3)	AC-303 手術室 3		
	室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
	集中操作器	QY7209A1111	1 台
	デジタル設定器	QY7205A3001	1 台
	FCU コントローラ	WY5205A2100	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0021-B	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0013-B	1 台
	電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
	スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
	ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(4)	AC-304 手術室 4		
	室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
	集中操作器	QY7209A1111	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0013-B	2 台
	電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
	スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
	ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(5)	AC-305 手術室 5		
	室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
	集中操作器	QY7209A1111	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0013-B	2 台
	電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
	ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
	スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
	微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(6)	AC-306 手術室 6		
	室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
	集中操作器	QY7209A1111	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0013-B	1 台
	電動 2 方弁	VY5160J0021-B	1 台

電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(7) AC-307 手術室 7		
室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
集中操作器	QY7209A1111	1 台
電動 2 方弁	VY5160J0013-B	2 台
電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(8) AC-308 手術室 8		
室内用温湿度センサ	HTY7043C000M-B	1 台
集中操作器	QY7209A1111	1 台
電動 2 方弁	VY5160J0013-B	2 台
電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0011-B	1 台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
ダンパ操作器	MY8040A2001	3 台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
微差圧スイッチ	PYY-604-921	1 台
(9) AC-206 B 薬剤(クリーンルーム)		
ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1 台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1 台
電動 2 方弁	VY5160J0041-B	2 台
電動 2 方弁 SR 型 SCS13	VY5166K0013-B	1 台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1 台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1 台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1 台
(10) AC-209 病理検査室		
ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1 台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1 台
デジタル設定器	QY7205A1001	1 台
電動 2 方弁	VY5160J0051-B	2 台

電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0021-B	1台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1台
ダンパ操作器	MY6050A1001	9台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	2台
DC24V電源	RYY792D3001	3台
微差圧発信器	PY8000D1200	3台
(11) AC-312 重症病棟(一般)		
ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1台
電動2方弁	VY5160J0041-B	1台
電動2方弁	VY5160J0022-B	1台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0012-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY6050A1001	12台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台
(12) AC-313 重症病棟(ICU)		
ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1台
電動2方弁	VY5160J0041-B	1台
電動2方弁	VY5160J0022-B	1台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0012-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY6050A1001	9台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台
(13) AC-401 小児・思春期病棟		
ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1台
電動2方弁	VY5160J0042-B	2台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0021-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1台
ダンパ操作器	MY6050A1001	9台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台

(14) AC-501 一般病棟(東側)

ダクト用温度・露点温度センサ	HTY7903C000M	1台
ダクト用温湿度センサ	HTY7803C000M	1台
電動2方弁	VY5160J0042-B	1台
電動2方弁	VY5160J0041-B	1台
電動2方弁 SR型 SCS13	VY5166K0013-B	1台
スプリングリターン電動ボール弁	KB1-SSF-AH15SYDMJ	1台
ダンパ操作器	MY8040A2001	1台
微差圧スイッチ	PYY-604-911	1台

更新機器はこれらの同等品以上の機器とした上で、事前に監督員の承諾を得ること。

以下は更新工事に係る工事項目を示すものである。

ア 配管作業

(ア) 冷水・温水配管工事

電動弁本体交換のほか保温材・ラッキング復旧を含む。
これらの撤去処分を含む。

(イ) 蒸気配管工事

電動弁本体交換のほか保温材・ラッキング復旧を含む。
これらの撤去処分を含む。

(ウ) 電気通信工事

既設配管及び配線は再使用とする。

イ 交換作業

(ア) 機器取替

電動弁以外のセンサ・スイッチ・操作器等の取替のほか、撤去処分を含む。

ウ 単体及び総合試験調整

(ア) 試験調整

機器単体での模擬入力試験を行う。全体試運転での制御動作確認を行う。試運転時に調整が必要と判断された場合は制御パラメータの変更・調整を行うこと。

6. 更新作業

- (1) 更新の使用材料については、監督員の確認を受けるとともに、写真帳に記録すること。

- (2) 受託者は、現場代理人及び作業員に対して技術的知識に関する事項、作業安全に関する事項、本作業内容及び作業に関係する法令・規格に関する事項について教育訓練を実施すること。
- (3) 作業にあたっては、建築基準法、消防法等関連法令、条例、電気技術基準、内線規程その他関係法令を遵守すること。
- (4) 関連既存設備について、実施前に十分調査及び調整を行うこと。
- (5) 作業前に関係者と綿密な打合せを行い、監督員に計画書、日程表及び緊急連絡体制表を提出し承諾を得た後、着手すること。特に冷暖房中間期等、作業が集中する時期については週間工程表を準備すること。
- (6) 作業時間は、9：00～17：00を原則とするが、部屋の性質等によって必要な場合は、時間外作業にて対応すること。
- (7) 可能な限り空気調和機能・陽陰圧状態を維持できる作業手順を事前検討すること。更新を行う上で、当病院の業務に支障をきたさないようにすること。
- (8) 更新により不要となった発生品は受託者の責任において関係法令等に従い適正に処分すること。
- (9) 作業後、後片付け及び清掃を行うこと。
- (10) 必要な電力・水は、当院のものを使用することができる。

7. その他

- (1) 受託者は、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」を順守すること。
- (2) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めるほか、受託者は公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）その他関係法規に従うこと。
- (4) 作業中疑義が生じた場合は、速やかに当院と協議すること。
- (5) 既存の建物などを汚損、損傷した場合は、受託者の責任において速やかに原状に復旧すること。
- (6) 更新完了に伴い、下記の成果物を提出すること。
 - ・ 完成図書
作業写真・使用材料一覧表・完成図面・試験成績書・取扱説明書・各種資料などをA4ファイルにまとめ2部提出すること。
 - ・ 電子納品ディスク
完成図書をまとめたディスク1枚（CD-R等）を提出すること。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。